

記載例（「公害防止管理者 大気関係第4種」を選任・解任する場合）

様式第二(第七条関係)

提出する日付を記載

鹿児島市以外に所在する事業所は、鹿児島県知事宛て

公害防止管理者(公害防止管理者の代理者) 選任, ~~死亡~~ 解任届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島県知事
~~市町村長~~ 殿

該当しないものは取り消し線で消す
これ以降も同様

届出者

〒〇〇〇-〇〇〇〇

鹿児島県〇〇市〇〇町〇〇番地

株式会社〇〇 代表取締役 鹿児島 太郎

押印は任意

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項(第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特 定 工 場 の 名 称		〇〇工場	業 種	〇〇業
特 定 工 場 の 所 在 地		〇〇市〇〇町〇〇番地	従 業 員 数	〇〇人
大 気 関 係	排 出 ガ ス 量	〇〇〇 Nm ³ /h	※整 理 番 号	
	ばい煙発生施設の 種 類	別紙のとおり。	※受理年月日	年 月 日
水 質 関 係	排 出 水 量		※備 考	
	特定地下浸透水の浸透の有無			
	汚水等排出施設の 種 類	別紙のとおり。		
騒 音 関 係	騒音発生施設の 種 類			
特 定 粉 じ ん 係	特定粉じん発生施設の 種 類			
一 般 粉 じ ん 係	一般粉じん発生施設の 種 類			
振 動 関 係	振動発生施設の 種 類			
ダイオキシン類 関 係	ダイオキシン類発生施設の 種 類			
公害防止管理者 (公害防止管理者 の代理者) 大気関係第4種		選 任 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日	
		職 名	〇〇〇〇	
		氏 名	薩摩 次郎	
		担 任 業 務 の 範 囲	公害防止に係る業務全般	
		公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)が他の工場の公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地		△△工場 〇〇市〇〇町〇〇番地
選 任 の 事 由		人事異動のため		
公害防止管理者 (公害防止管理者 の代理者) 大気関係第4種		死亡 解 任 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日	
		職 名	〇〇〇〇	
		氏 名	桜島 花子	
		担 任 業 務 の 範 囲	公害防止に係る業務全般	
		公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)が他の工場の公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地		
解 任 の 事 由		人事異動のため		

- 備考 1 大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係、振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)の項には、「〇〇関係第〇種」公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)と記載すること。
- 2 公害防止管理者を2名以上選任する場合は、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5 公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を2以上の工場に選任する場合は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号の主務大臣が定める基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

ばい煙発生施設の種類（規則様式第二の付属様式）

	番 号	施 設 の 名 称	項 番 号	施 設 の 規 模	施 設 の 用 途
有害物質を発生する施設	1				
	2				
	3				
	4	資料 1 に記載されている施設番号			
有害物質を発生する施設以外の施設	1	ボイラー	1	〇〇〇 Nm ³ /h	〇〇製造用
	2	ディーゼル機関	30	〇〇〇 Nm ³ /h	〇〇製造用
	3				
	4				
	5				



有害物質を発生する施設かどうかについては、資料 1 を御参照ください。
（表中で水色に着色されている部分が、有害物質発生施設です。）

注 1 「施設の名称」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第 1 の中欄に掲げる名称を記載すること。

注 2 「項番号」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第 1 の上欄に掲げる項番号を記載すること。

注 3 「施設の規模」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第 1 の下欄に掲げる規模を記載すること。

注 4 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造、選別される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

汚水等排出施設の種類（規則様式第二の付属様式）

有害物質を発生する施設	番 号	施 設 の 名 称	号 番 号	施 設 の 用 途
	1			
	2			
	3			
	4	資料 2 に記載されている施設番号		
有害物質を発生する施設以外の施設	1	畜産食料品製造業用施設 (原料処理施設)	2-イ	〇〇製造用
	2	水産食料品製造業用施設 (湯煮施設)	3-ホ	〇〇製造用
	3			
	4			
	5			
	6			

有害物質を発生する施設かどうかについては、資料 2 を御参照ください。
(表中で水色に着色されている部分が、有害物質発生施設です。)



- 注 1 「施設の名称」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる名称を記載すること。
- 注 2 「号番号」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる号番号を記載すること。
- 注 3 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により、製造、選別される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。